

大阪府吹田市と大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、大阪府吹田市と大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学（以下「両者」という。）が、文化、産業、教育、芸術、環境、まちづくり、コミュニティ育成、市民協働等のさまざまな分野において、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条に定める目的実現のために、次の事項について連携協力する。

- (1) 両者の人的交流及び知的・物的資源の相互活用に関する事項
- (2) 両者の共同による調査研究及び事業の実施に関する事項
- (3) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として両者が各々応分に負担する。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヵ月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるほか、連携協力の細目その他については、両者が協議して別に定めるものとする。

2. この協定書に定める事項に疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を所持する。

令和3年（2021年）3月29日

大阪府吹田市

市長 後藤 圭二

大阪成蹊大学

学長 武蔵野 實

大阪成蹊短期大学

学長 紺野 昇